

○地域警察の運営に関する訓令

平成5年9月1日
県警察本部訓令第14号

地域警察の運営に関する訓令を次のように定める。

地域警察の運営に関する訓令

外勤警察の運営に関する訓令（昭和44年長野県警察本部訓令第20号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 勤務及び運用

第1節 勤務（第5条—第15条）

第2節 運営計画等（第16条—第23条）

第3章 地域警察幹部の職務等（第24条—第31条）

第4章 各活動単位における活動

第1節 交番及び駐在所の活動（第32条—第43条の2）

第2節 自動車警ら班及び自動車警ら隊の活動（第44条—第49条の2）

第3節 警備派出所等の活動（第50条・第51条）

第5章 補則（第52条—第56条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）に基づき、長野県警察における地域警察の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（活動単位）

第2条 地域警察の組織を構成する活動単位は、交番（臨時警備派出所を含む。以下同じ。）、警察官駐在所（以下「駐在所」という。）、移動交番車、自動車警ら班、自動車警ら隊、警備派出所及び直轄警ら隊とする。

（用語の意義）

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 地域警察官 規則第2条に規定する地域警察の任務を遂行するため、前条に規定する活動単位において活動する警察官（以下「活動単位警察官」という。）のほか、警察本部又は警察署において初動警察活動、地域警察に関する企画、統計の作成等の地域警察事務に従事する警察官及びこれらの警察官に対し、主として指揮監督及び指導教養に当たる警察官をいう。
- 地域警察幹部 巡査部長以上の階級にある地域警察官をいう。
- 署活動単位警察官 警察署に勤務する活動単位警察官をいう。
- 署事務担当警察官 警察署に勤務する活動単位警察官以外の地域警察官をいう。
- 所管区警察官 交番及び駐在所に勤務する地域警察官をいう。
- 自ら隊員 警察本部自動車警ら隊において規則第24条第2項に規定する活動に従事する地域警察官をいう。
- 自ら隊事務担当警察官 警察本部自動車警ら隊に勤務する自ら隊員以外の地域警察官をいう。

（事件等の処理範囲）

第4条 規則第3条第2項の規定による初動的な措置の範囲は、別に定めるものを除き、地域警察官の事件等の処理範囲基準（別記）のとおりとする。

2 警察本部地域課長、自動車警ら隊長及び警察署長（以下「課署長」という。）は、前項の基準により難

い特別の事情がある場合は、警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を受け、前項の基準を一部変更して処理することができる。

第2章 勤務及び運用

第1節 勤務

（勤務制）

第5条 地域警察官（活動単位警察官、署事務担当警察官及び自ら隊事務担当警察官に限る。第7条第1項において同じ。）の勤務制は、次表のとおりとする。

勤務制		勤務形態
交 替 制	三交替制勤務	日勤、当番及び非番を繰り返す勤務であって、原則として3日ごとに1回の当番を行うもの
	四交替制勤務	日勤、当番、非番を繰り返す勤務で、4日ごとに一度当番を行うもの
駐在制勤務		駐在所の施設に居住し、当該所管区において毎日一定時間活動する勤務で、週休日（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）第2条第6項に規定する週休日。以下同じ。）が特に指定されるもの
日 勤 制	通常勤務	長野県の執務時間を定める規則（平成元年長野県規則第26号）による勤務で週休日が日曜日及び土曜日に指定されるもの
	毎日勤務	毎日一定時間活動する勤務で、週休日が特に指定されるもの

2 警察署長（以下「署長」という。）は、駐在制勤務により勤務する者及び毎日勤務のうち交番に勤務する者について、1週間につき2回、2時間の夜警ら又は1週間につき1回、勤務場所を指定して夜間（午後5時15分から翌日の午前8時30分までの間）勤務を行わせることができる。

（勤務制の指定）

第6条 活動単位警察官の活動単位ごとの勤務制は、次表のとおりとする。

活動単位	勤務制	備考
交番	交替制勤務	
駐在所	駐在制勤務	配置人員が2人以上の駐在所については、日勤制勤務及び駐在制勤務の併用とすることができる。
移動交番車 自動車警ら班 自動車警ら隊 警備派出所 直轄警ら隊	交替制勤務又は 日勤制勤務	

2 この訓令に規定するもののほか、交替制勤務の方法その他の勤務制の実施について必要な事項は、別に定める。

3 署事務担当警察官の勤務は、原則として毎日勤務とする。

4 自ら隊事務担当警察官の勤務は、原則として通常勤務とする。

（勤務時間）

第7条 地域警察官の勤務時間は、1週間について38時間45分又は4週間以内の一定の期間（以下「割り振り期間」という。）について1週間当たり38時間45分とする。

2 （略）

3 警察本部自動車警ら隊長（以下「自動車警ら隊長」という。）及び署長（以下「署長等」という。）は、事件、事故の発生状況、管内の状況、勤務体制等により必要があるときは、勤務の開始時刻及び終了時刻を繰り下げ、又は繰り上げることができる。

4 活動単位警察官の休憩時間及び休息時間の割り振りは、署長等が定める。この場合において、交番所長

の意見を聞くなど、地域の実情に配慮して定めるものとする。

5 署事務担当警察官及び自ら隊事務担当警察官の勤務時間、勤務の開始時刻及び終了時刻、休憩時間並びに休憩時間は、原則として、警察職員の勤務時間、休暇等に関する訓令（平成31年長野県警察本部訓令第7号）第4条第1項及び第5条の規定により、通常勤務又は毎日勤務に指定された警察職員の例による。

（週休日の指定）

第8条 署長等は、所属の活動単位警察官に対し、割り振り期間について毎日勤務及び四交替制勤務については4週間につき8日、三交替制勤務については3週間につき6日の週休日を指定しなければならない。

2 署長等は、前項の週休日を指定するに当たっては、同一日に休務者が極端に集中し、治安確保その他の警察活動に支障を生じることのないよう配慮するものとする。

3 署長等は、週休日に勤務を命じたときは、これに代えて別の週休日を与える等活動単位警察官の処遇の適正を期するよう配慮するものとする。

（勤務種別及び勤務方法）

第9条 活動単位警察官の勤務種別及び勤務方法は、次表のとおりとする。

活動単位	勤務種別	勤務方法
交番	交番勤務	立番、見張り、在所、警ら及び巡回連絡
駐在所	駐在所勤務	在所、警ら及び巡回連絡
移動交番車	移動交番車勤務	在所及び警ら
自動車警ら班	自動車警ら班勤務	機動警ら及び待機
自動車警ら隊	自動車警ら隊勤務	
警備派出所	警備派出所勤務	警戒警備、立番、見張り、在所及び警ら
直轄警ら隊	直轄警ら隊勤務	警ら、機動警ら及び待機

（勤務方法の特例）

第10条 署長は、前条の規定による勤務方法のほか、地域の実情及び施設の状況から特に必要があると認める場合は、次の各号に掲げる勤務方法を定めるものとする。

- (1) 交番勤務及び駐在所勤務において、警ら及び巡回連絡を併せて行う警ら・巡回連絡を設けること。
- (2) 交番勤務において、立番及び見張りを省略すること。
- (3) 駐在所勤務において、立番及び見張りを加えること。
- (4) 直轄警ら隊勤務において、警戒警備を加えること。

（勤務方法ごとの勤務時間の基準）

第11条 臨時警備派出所を除く交番勤務、駐在所勤務、自動車警ら班勤務及び自動車警ら隊勤務の勤務方法ごとの勤務時間の基準は、次表のとおりとする。

勤務制	勤務種別	勤務日	勤務方法及び勤務時間数（時間）							点検・訓示
			立番	見張り	在所	警ら	巡回連絡	機動警ら	待機	
交替制	交番勤務	当番日	1	1	2.5	5	5			1
		日勤日	1		0.75	2	3			1
	自動車警ら班勤務 自動車警ら隊勤務	当番日						12	2.5	1
		日勤日						6	0.75	1
日勤制	交番勤務	平日	1		0.75	2	3			1
		夜警らの翌当務日			0.75	1	3			1

	自動車警ら班勤務 自動車警ら隊勤務	平日						6	0.75	1
駐在制	駐在所勤務	平日			0.75	2	4			1
		夜警らの翌当務日			0.75	1	3			1

2 移動交番車勤務、警備派出所勤務、直轄警ら隊勤務及び臨時警備派出所勤務の勤務方法ごとの勤務時間は、署長が定める。

3 活動時間は、原則として1時間を単位として行うものとする。

(特別勤務)

第12条 規則第5条第2項に規定する通常基本勤務（以下「通常基本勤務」という。）を通じた活動以外の特別な活動は、次の各号に掲げる活動とする。

- (1) 緊急配備のための活動
- (2) 現場臨検、捜索その他事件、事故発生時の現場における初動措置のための活動
- (3) 規則第15条第1項に規定する所管区（以下「所管区」という。）又は規則第21条の2第1項に規定するブロック（以下「ブロック」という。）において、所管区警察官の立場として行う、犯罪の予防検挙、犯罪情報の収集、交通指導取締り等の活動
- (4) 交番・駐在所広報紙の発行及び交番・駐在所連絡協議会の開催に関する活動
- (5) 所管区又は規則第20条第1項に規定する受持区（以下「受持区」という。）において、地域住民への生活安全指導及び地域住民の行う防犯・交通安全運動への協力活動その他地域警察の目的に沿って行われる各種街頭活動
- (6) 警察に対する相談への対応及び地域住民からの諸願届の受理活動
- (7) 独居高齢者、病人、迷子、酩酊者等の保護活動
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地域警察の任務を達成するため、通常基本勤務によらずに、当該地域を担当する警察官としての立場から行うことが必要と認められる各種警察活動

2 署長等は、活動単位警察官を前項に規定する特別な活動を行うための勤務（以下「特別勤務」という。）に従事させるに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 通常基本勤務の削減による地域警察活動への影響を最小限にすること。
- (2) 特別勤務を通じて行う地域警察活動と関係する他の警察部門の行う活動との連携の確保を図ること。

(勤務基準の策定)

第13条 署長は、管内の地域特性、事件、事故等の発生状況及び交通事情等を勘案し、第11条第1項に規定する基準に従い、交番、駐在所及び自動車警ら班（以下「交番等」という。）ごとの勤務方法別の勤務時間の割振りについての基準（以下「勤務基準」という。）を策定しなければならない。

2 署長は、前項の勤務基準を策定するに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 交番及び駐在所については、来訪者が多いと予想される時間帯において、立番、見張り又は在所の勤務方法に従事する所管区警察官を確保すること。
- (2) 巡回連絡を計画的に実施するための勤務時間の確保に努めること。
- (3) 管内の警戒力に間隙が生じないように努めること。
- (4) 立番に係る勤務時間の割振りを行うに当たっては、交番又は駐在所の位置、人の往来その他交通の状況等から、その効果の高いと認められる時間帯に割り振ること。
- (5) 巡回連絡の勤務時間は、原則として、昼間の時間帯に割り振ること。
- (6) 勤務基準は、交番所長及び所管区勤務員の意見を反映させる等により、当該交番及び駐在所の所管区並びにブロックの実態に即したものとするように努めること。
- (7) 自動車警ら班の人数、警ら用無線自動車の運用台数及び機動警ら区域に応じた機動警ら、待機及び休憩時間の割振りを行い、管内の警戒力に間隙が生じないように努めること。

3 自動車警ら隊長は、第11条第1項に規定する基準に従い、自動車警ら隊の勤務基準を策定しなければ

ならない。

(勤務基準の遵守)

第14条 交番等の活動単位警察官は、配置された勤務場所を拠点として、次の各号に掲げる場合を除き、前条第1項及び第2項の規定により策定された勤務基準に従って勤務しなければならない。

- (1) 第12条に規定する特別勤務に従事する場合
- (2) 第15条の規定により勤務の変更をする場合
- (3) 第52条の規定により転用勤務に従事する場合

2 自ら隊員は、第12条第1項(第3号、第4号及び第5号を除く。)に規定する特別勤務に従事する場合を除き、前条第3項の規定により策定された勤務基準に従って勤務しなければならない。

(勤務変更)

第15条 交番等の活動単位警察官は、勤務基準による勤務では処理できない事件、事故等の事案が発生した場合は、署長に報告し、勤務の変更の承認を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、必要な措置を執った後、その経過を速やかに報告しなければならない。

2 交番等の活動単位警察官は、前項の場合のほか、勤務基準による勤務では効果的な地域警察活動ができないと認めるときは、署長に報告し、勤務の変更の承認を受けなければならない。ただし、軽易な勤務変更については、署長の定めるところにより、直属の地域警察幹部(夜間又は休日は当直責任者)の承認で足りるものとする。

3 地域警察幹部は、前項の規定により勤務変更の承認を行った場合は、署長にその旨を報告するものとする。

4 署長は、第1項及び第2項の規定によるほか、管内の治安情勢等から必要があると認めるときは、所属の地域警察官に勤務の変更を命ずることができる。

第2節 運営計画等

(運営の基本)

第16条 課署長は、地域警察官の安全を確保するため、施設及び装備資器材の整備並びに訓練及び指導教養の実施に努め、各活動単位の機能の特性が最高度に発揮されるよう、総合的な運営を図るものとする。

2 署長は、管内の実態を踏まえ、地域警察に関する活動の重点その他必要な事項を定めるものとする。

(月間活動計画)

第17条 署長等は、地域警察活動を計画的に行うため、次の各号に掲げる事項を内容とする月間活動計画を策定するものとする。

- (1) 月間の勤務計画
- (2) 月間の重点推進事項
- (3) 月間の行事予定
- (4) 月間の指導教養重点
- (5) その他地域警察活動を計画的に行うために必要な事項

第18条 削除

(勤務配置)

第19条 署長等は、第17条に規定する月間活動計画に基づき当務の活動単位警察官の勤務配置を行い、活動重点その他活動に当たって配慮すべき事項を指示するものとする。

(点検・訓示等)

第20条 署長は、所属の地域警察官に対して、署処務訓令第39条に規定する定期招集並びに同第40条に規定する毎朝点検及び毎朝訓示時に、それぞれ点検、訓示、指示及び各種訓練を行うほか、勤務交替時等に随時必要な指導教養を行うものとする。

2 署長は、毎朝訓示時における点検、訓示等を効率的に行い、交替制勤務の署活動単位警察官の引継ぎ及び交替が迅速かつ確実に行われるよう配慮するものとする。

3 署長は、第1項の規定により署活動単位警察官を定期的に招集する場合は、警察署管内の警戒力に間隙が生じないようにし、かつ、市民応接に支障を来さないように配慮するものとする。

4 自動車警ら隊長は、自ら隊員に対して出勤前に点検及び必要な指示を行わなければならない。

(勤務交替時の引継ぎ)

第21条 交替制勤務の活動単位警察官は、原則として配置された勤務場所において必要な事務の引継ぎを迅速かつ確実に行わなければならない。ただし、特別な理由があるときは、この限りではない。

(活動状況の記録)

第22条 活動単位警察官は、別に定めるところにより、当務日における事件、事故等の事案の取扱いその他の活動状況を記録するものとする。

(簿冊等の備付け)

第23条 署長は、地域警察の適正な運営と効率的な活動に資するため、別に定めるところにより、交番、駐在所、自動車警ら班及び警備派出所ごとに簿冊等を備え付けるものとする。

2 簿冊等は、常に活用できるように整理しておくものとする。

第3章 地域警察幹部の職務等

(警察本部の地域警察幹部の職務)

第24条 警察本部の地域警察幹部の職務は、長野県警察の組織に関する規則（昭和38年長野県公安委員会規則第2号）第32条及び長野県警察本部の処務に関する訓令（昭和35年長野県警察本部訓令第2号）第53条に規定するところによるほか、必要に応じ警察署、交番、駐在所等の地域警察官に対し、地域警察の勤務及び活動について、随時巡回して必要な指導教養を行うものとする。

(警察署の地域警察幹部の職務)

第25条 警察署の地域警察幹部は、署処務訓令に規定するもののほか、率先して事件、事故の処理に当たるものとする。

2 警察署の地域課（長野中央警察署及び松本警察署にあっては地域第一課及び地域第二課、地域課が置かれていない警察署にあっては地域・交通課）の地域警察幹部は、次の各号に定める区分に従い、おおむね当該各号に掲げる職務を行うものとする。

(1) 課長

- ア 地域警察に関する総合的な企画及び実施
- イ 所属の地域警察官に対する全般的な指揮監督及び指揮教養
- ウ 各課との連絡及び調整

(2) 係長及び主任

- ア 運用計画に関する企画及び立案
- イ 署活動単位警察官に対する指揮監督及び指導教養
- ウ 事件、事故等の初動措置及び現場指揮
- エ 各課（係）との連絡及び調整

3 交番及び駐在所の地域警察幹部は、次の各号に定める区分に従い、おおむね当該各号に掲げる職務を行うものとする。

(1) 所長

- ア 当該所管区及びブロック（以下「当該所管区等」という。）における勤務運用計画の策定とその推進要領の調整及び管内の実態掌握と地域の実情に沿った問題解決活動の実施
- イ 所管区警察官に対する指揮監督、指導教養及び業務・人事管理
- ウ 当該所管区等において通常基本勤務を行うほか、事件、事故等の初動措置及び現場指揮
- エ 当該所管区等の関係機関・団体等との渉外活動

(2) 専門官

- ア 交番所長の職務遂行の補佐及び交番の専門的事務の処理
- イ 所管区警察官に対する指揮監督及び指導教養
- ウ 当該所管区等において通常基本勤務を行うほか、事件、事故等の初動措置及び現場指揮

(3) 主任

- ア 当該所管区等において通常基本勤務を行うほか、事件、事故等の処理及び発生時における現場指揮
- イ 活動を共にする所管区警察官に対する実践的な指揮監督及び指導教養

ウ 活動単位内の活動の調整

(班長及び車長)

第26条 署長は、交替制勤務の署活動単位警察官により当務2人以上で運用されている交番には、それぞれに規則第16条の2第2項に規定する班長（以下「班長」という。）を、自動車警ら班には各自動車ごとに車長を当務ごとに置くものとする。

2 自動車警ら隊長は、各自動車ごとに車長を当務ごとに置くものとする。

3 班長及び車長は、警部補又は巡查部長（警部補又は巡查部長を配置できない場合は巡查長とし、巡查長を配置できない場合は巡查のうちの適任者とする。）を充てるものとする。

4 班長及び車長は、自ら率先して地域警察活動を行うほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

(1) 活動を共にする勤務員（以下「相勤者」という。）に対する指揮監督及び指導教養（巡查長及び巡查にあつては、指導助言）

(2) 相勤者の勤務及び事務処理の調整

(3) 勤務場所における施設、装備資器材、書類等の保守管理

(所管区長)

第27条 署長は、交番所長及び駐在所長が配置されていない交番及び複数勤務の駐在所に、所管区長を置くものとする。

2 所管区長は、巡查部長（巡查部長を配置できない場合は巡查長とし、巡查部長及び巡查長を配置できない場合は巡查のうちの適任者とする。）を充てるものとする。この場合において、交替制勤務の所管区警察官により運用されている交番においては、班長のうちから選任するものとする。

3 所管区長は、自ら率先して地域警察活動を行うほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

(1) 当該所管区全般の実態掌握と問題解決活動の実施

(2) 勤務員相互間の意思の疎通と融和協調

(3) 所管区の活動重点の選定とその推進要領の調整

(4) 関係機関・団体等との渉外活動

(5) 各班及び隣接する所管区との連携による活動の推進

(指揮監督及び指導教養上の留意事項)

第28条 地域警察幹部は、交番、駐在所等のほか、その活動に従事する場所において、地域警察官を指揮監督及び指導教養する場合は、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 命令、指示及び任務は、具体的かつ明瞭に付与すること。

(2) 日常の職務の遂行に必要な知識及び技能を向上させるため、実務に即した教養に努めること。

(3) 地域警察官が直接市民と接して職務執行を行うことに鑑み、適正妥当な判断能力を高めるように努めること。

(4) 地域警察官一人一人の能力、個性等に応じて多様な知識及び技能が身につくように努めること。

(5) 地域警察官が地域を担当する自覚と責任を持ち、自発的かつ主体的に活動に取り組むように努めること。

(巡視)

第29条 署長は、自ら又は警察署の幹部に命じて、交番及び駐在所の巡回による指揮監督及び指導教養（以下「巡視」という。）を積極的に行わなければならない。

2 前項の巡視に当たっては、地域警察幹部は所管区警察官の勤務及び活動について指揮監督及び指導教養を行い、地域警察幹部以外の幹部はその所掌する事項に係る指導教養を行うものとする。

3 巡視を行う幹部は、指定された交番及び駐在所の区域を巡行して管内情勢並びに所管区警察官の勤務及び活動の実態を掌握し、実践的かつ実質的な巡視を行うように努めなければならない。

4 交番所長は、ブロックの所管区について随時巡視を行うものとする。

(巡視計画)

第30条 署長は、巡視を効果的に行うため、1か月ごとに、あらかじめ巡視計画を策定するものとする。

2 前項の巡視計画は、巡視を行う幹部並びに実施回数及び箇所を指定するとともに、巡視に当たっての指揮監督及び指導教養上の重点並びに見分すべき事項等を示すものとする。

3 警察署の幹部は、第1項の巡視計画に従って巡視を行うものとする。

(活動の評価)

第31条 地域警察官の活動の評価要領は、別に定める。

第4章 各活動単位における活動

第1節 交番及び駐在所の活動

(交番及び駐在所の共助体制)

第32条 署長は、交番及び駐在所について、事件及び事故の発生時における応援体制並びに諸般の事情により所管区警察官が不足する場合における共助体制をあらかじめ定めておくものとする。

(統合運用)

第33条 署長は、所管区における活動の効率化を図るため特に必要があるときは、警察本部地域課長と協議してブロックを定め、規則第21条の2第1項に規定する統合運用を行うことができる。

2 署長は、ブロックの活動拠点となる交番及び駐在所の交番所長又は駐在所長（交番所長又は駐在所長の配置のない場合は、所管区長とする。）を規則第21条の2第2項に規定する地域警察官の活動を統括する責任者に指定するものとする。

(受持区)

第33条の2 署長は、所管区ごとに一連番号を付した受持区を設定するものとする。

2 前項の規定により受持区を設定する場合は、世帯数、面積その他の所管区における実態を勘案し、原則として当該所管区を配置定員で分割するものとする。

(所管区責任等)

第34条 所管区警察官は、当該所管区等について共同して規則第2条の任務を遂行する責任を負うものとする。

2 前項の場合において、受持区を担当する警察官（以下「受持警察官」という。）は、当該受持区について、巡回連絡、警ら等を通じて、地形、地物、事件・事故等の発生状況、住民の居住実態及び意見・要望等を的確に把握しなければならない。

3 所管区警察官は、所管区活動に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 交番又は駐在所に対する直接急訴のほか、事件、事故等の発生を認知したときは、その旨を警察署地域警察幹部等に報告し、必要な指示を受けた後、直ちに現場に急行し、迅速に初動的な措置を執ること。

(2) 事案等の内容に応じて、本署、自動車警ら班、自動車警ら隊、隣接その他関係の交番又は駐在所との密接な連絡を保ち、これらと連携して、適切な措置を執ること。

(3) 交番又は駐在所への来訪者に対しては、懇切丁寧に対応するとともに、不在にするときは、緊急通報装置を直ちに使用できる状態に切り替えた上で、見やすい位置に使用方法の掲示を行うなど、来訪者の利便を図ること。

(警棒の把持)

第35条 所管区警察官は、警ら、警戒等で必要がある場合は、警棒を把持して勤務するものとする。

(立番、見張り及び在所)

第36条 所管区警察官は、立番、見張り又は在所の勤務に従事するときは、規則第18条の規定による位置及び方法並びに第13条に規定する勤務基準に従うとともに、旺盛な警戒心と厳正な勤務態度により犯罪の予防、検挙及び諸願届の受理等に当たるものとする。

(警ら区)

第37条 所管区警察官が警らを行う区域（以下「警ら区」という。）は、当該所管区等とする。

2 署長は、前項の警ら区の面積、治安状況等を考慮して必要があると認めるときは、当該警ら区を2以上に分けて運用することができる。

(警ら要点)

第38条 署長は、警らに当たり、交通の指導取締まり、犯罪の予防及び捜査、災害警備又は山岳遭難防止活動等を行うために重要な地点、地域又は対象を警ら要点とするものとする。

(警らの方法)

第39条 警らは、徒歩、自転車、原動機付自転車、自動二輪車、四輪車又は警察用船舶により行うものとする。

2 署長は、管内の実情により単独又は複数による警らを行わせるものとする。

3 所管区警察官は、警らに当たっては、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮するとともに、職務質問を励行し、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。

4 所管区警察官は、警らに当たっては、原則として携帯無線機を携帯し、常に連絡体制の保持に努めるものとする。

(巡回連絡)

第40条 巡回連絡は、受持区を巡回して、実庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害事故の防止、その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡、住民の困りごと、意見、要望等の聴取に当たることにより、住民との良好な関係を保持するとともに、受持区を掌握するものとする。

2 署長は、担当する区域内の巡回連絡を実施すべき各戸について、地域の特性、受持警察官の勤務状況等を踏まえ、優先順位を判断の上、訪問先の住民に応じた適切な実施回数を定めるものとする。

3 巡回連絡は、訪問先の住民の迷惑とならない時間帯に行うものとし、訪問先の住民の都合により夜間に巡回連絡を行う場合は、署長の承認を受け午後9時まで行うことができるものとする。

4 巡回連絡に当たっては、直接訪問先において別に定める巡回連絡カードの作成を依頼し、又は訪問先の住民から必要事項を聴取して受持警察官が自ら作成するものとするが、実態掌握が困難な訪問先に対しては、巡回連絡カードを訪問先に投函する方法（以下「ポスティングによる巡回連絡」という。）など柔軟な運用を行うことができるものとする。

5 前項の規定により作成された巡回連絡カードは、警察活動における指導連絡等に活用し、住民の安全で平穏な生活の確保に役立てるものとする。また、訪問先の住民の協力を得て、異動事項を補正するものとする。

6 作成済みの巡回連絡カードを適正に管理するため、警察本部地域課長を統括管理責任者とし、警察署長は、警察署の地域課長（長野中央警察署及び松本警察署にあつては地域第一課長、地域課が置かれていない警察署にあつては地域・交通課長）を警察署における管理責任者に、交番所長（交番所長が配置されていない交番及び駐在所にあつては、警察署長が指定した者）を交番及び駐在所における取扱責任者に指定するものとする。この場合において、統括管理責任者は、警察署長を通じて管理責任者を、管理責任者は取扱責任者を、取扱責任者は個々の受持警察官を指導監督するものとする。

7 受持警察官は、巡回連絡に当たっては、次の各号に掲げる事項について指導連絡及び情報提供を行うものとする。

(1) 最近における犯罪、災害事故等の発生状況及び被害の防止方法

(2) 訪問先の住民が被害に遭う可能性の高い犯罪、災害又は事故の発生状況及びその被害の防止方法

(3) 犯罪、災害事故等の発生時における応急措置及び110番通報等緊急連絡の方法

(4) 訪問先の住民に教示する必要があると認められる警察関係の諸願届の手續の方法

(5) 前各号に掲げるもののほか、住民の安全で平穏な生活を確保する上で必要な事項

8 受持警察官は、その受持区内に新たに転入した者があつたときは、速やかに訪問して自己紹介を行い、今後の積極的な援助を申し出るとともに、前項に掲げる事項のほか、官公署、学校、病院等の所在、付近の事情並びに応急の場合の措置及び連絡方法等につき指導連絡し、かつ、今後の協力を依頼するものとする。

9 受持警察官は、新たに受持区の担当を命じられた場合においては、これまでの受持警察官による巡回連絡の実施状況を把握した上で、計画的に巡回連絡を実施するものとする。

10 署長は、第1項に規定する巡回連絡を効率的に行わせるために必要と認める場合は、地域警察部門以外の警察職員を協力させるものとする。

(休憩時の留意事項)

第41条 交番及び駐在所における休憩に際しては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 休憩は、署長が指定した場所において行うこと。

- (2) 急訴等の届出があった場合は、休憩中であっても直ちにこれを受理し、必要な処置を講ずること。
 - (3) 休憩中、交番又は駐在所を離れるときは、地域警察幹部（夜間又は休日は当直責任者）に連絡し、その行き先、用件、帰着予定時刻及び連絡方法等を明らかにしておくこと。
 - (4) 仮眠に際しては、危害防止に配慮するとともに、特に拳銃等の盗難防止に努めること。
- （移動交番の開設）

第42条 署長は、交通の状況、住民の居住実態、事件又は事故の発生状況等の治安情勢等を勘案し、特定の地域において必要がある場合は、移動交番車を派遣して移動交番を開設し、当該地域をその所管区に含む交番又は駐在所の活動を補うものとする。

2 移動交番に勤務する警察署の地域警察官は、署長が指定する地域を警らするほか、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 諸願届の受理
- (2) 警察に対する相談
- (3) 生活安全指導及び連絡
- (4) 警察広報
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（事件、事故等の事案に対する措置）

第43条 移動交番に勤務する警察署の地域警察官は、事件、事故等の事案が発生したときは、事案の内容に応じて、本署、自動車警ら班、自動車警ら隊、隣接その他関係の交番及び駐在所との密接な連携を保ち、迅速に初動的な措置その他の措置を執らなければならない。

（資料の整理保管）

第43条の2 交番又は駐在所の活動に必要な資料については、常に活用できるよう整理整頓しておくとともに、紛失の防止その他その適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。

第2節 自動車警ら班及び自動車警ら隊の活動

（機動警らの基準）

第44条 自動車警ら班及び自動車警ら隊（以下「自ら班等」という。）による機動警らは、次表の基準により行うものとする。

区分		警らの基準
自動車警ら班	交替制勤務である警察署	待機、休憩等を除き、管内において常時機動警らを行う。
	その他の警察署	管内の治安情勢を踏まえ、1日のうち最も効果的な一定の時間において機動警らを行う。
自動車警ら隊		待機、休憩等を除き、第45条の規定により定められた機動警らを行う区域又は路線において機動警らを行う。

（機動警ら区域等）

第45条 自ら班等が機動警らを行う区域、警ら用無線自動車の運行計画、活動拠点その他必要な事項は、署長等が定めるものとする。

2 自動車警ら隊は、必要があると認められるときは、前項により定められた機動警らを行う区域以外の区域において活動できるものとする。

（機動警らの要領）

第46条 機動警らの要領は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 犯罪情勢、交通事情等から特に必要がある場合は、機動警ら中、駐留による警戒を行うこと。
- (2) 機動警らに際しては、警ら目的が果たせるよう適正な速度、方法で行うこと。

（事件、事故等の処理）

第47条 自ら班等の活動単位警察官は、事件、事故等の事案を認知したときは、現場に急行して、迅速かつ的確な緊急初動措置を執らなければならない。

（待機）

第48条 自ら班等の待機場所は、署長等が指定するものとする。

2 自ら班等の活動単位警察官は、待機に際しては、事件、事故等の発生に備え、無線通話の傍受に配慮するとともに、直ちに出勤できる態勢を保持しておくものとする。

(連携運用)

第49条 自ら班等の活動単位警察官は、機動警らへの出発、事件、事故等の事案の処理の状況その他自ら班等の勤務及び活動状況について、通信指令課、警察署通信室、警察用航空機及び他の自ら班等との緊密な連携を保たなければならない。

2 自ら班等の活動単位警察官は、機動警らに際しては、次の各号に掲げるところにより、交番、駐在所等との連携を図るものとする。

(1) 交番、駐在所等への立寄り

(2) 同乗による機動警ら

(3) 事件、事故等の共同処理

(自動車警ら隊)

第49条の2 第44条から前条までに定めるもののほか、自動車警ら隊の活動に必要な事項については、別に定める。

第3節 警備派出所等の活動

(警備派出所)

第50条 警備派出所の活動については、警備派出所の置かれた警察署の署長が定める。

(直轄警ら隊)

第51条 直轄警ら隊の活動については、別に定める。

第5章 補則

(転用勤務)

第52条 署長は、警察の総合的かつ効率的な運営の観点からみて、人員の不足その他必要やむを得ない場合に限り、所属の地域警察官を地域警察活動を行う勤務以外の勤務（以下「転用勤務」という。）に従事させることができる。

2 署長は、転用勤務に従事させようとするときは、転用勤務によって地域警察体制が著しく阻害されないよう、転用勤務の必要性和地域警察体制の阻害の程度との均衡と比重を考慮して、慎重に判断しなければならない。

(転用勤務の承認)

第53条 署長は、所属の地域警察官を一つの事案につき合計7日以上転用勤務に従事させる場合は、あらかじめ警察本部地域課長を経由して本部長の承認を受けなければならない。

(警察行政職員の勤務)

第54条 地域警察官と共に勤務する警察行政職員の勤務について、その勤務の性格に応じて必要と認められる場合においては、この訓令の規定を準用するものとする。

(活動状況の報告)

第55条 署長等は、別に定めるところにより、活動単位警察官の活動状況その他地域警察の運営状況を、定期的に本部長に報告するものとする。

(細則の制定)

第56条 署長等は、この訓令の実施について必要な細則を定めるものとする。

2 署長等は、前項の細則を定め、又は変更しようとするときは、警察本部地域課長を経由して本部長の承認を受けるものとする。

附 則

この訓令は、平成5年9月1日から施行する。

附 則 (平成6年4月25日県警察本部訓令第16号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成6年5月1日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成6年12月15日県警察本部訓令第24号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成7年1月1日から施行する。

附 則 (平成6年12月26日県警察本部訓令第25号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成7年1月1日から施行する。

附 則 (平成11年4月22日県警察本部訓令第7号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日県警察本部訓令第13号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月25日県警察本部訓令第10号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日県警察本部訓令第10号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月14日県警察本部訓令第12号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日県警察本部訓令第3号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年7月29日県警察本部訓令第8号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成20年8月4日から施行する。

(受持区域に関する訓令の廃止)

- 2 受持区域に関する訓令(平成5年長野県警察本部訓令第13号)は、廃止する。

附 則 (平成21年3月18日県警察本部訓令第3号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年9月16日県警察本部訓令第5号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日県警察本部訓令第5号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日県警察本部訓令第6号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月16日県警察本部訓令第6号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成24年3月19日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成31年2月5日県警察本部訓令第2号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成31年3月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月28日県警察本部訓令第7号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成31年3月15日から施行する。

附 則 (令和3年3月18日県警察本部訓令第2号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年3月19日から施行する。

附 則 (令和5年1月11日県警察本部訓令第1号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年1月11日から施行する。

附 則 (令和5年1月23日県警察本部訓令第3号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月15日県警察本部訓令第3号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年2月15日から施行する。

附 則 (令和7年3月10日県警察本部訓令第5号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年3月19日から施行する。

別記 (略)